地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月からは10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度伊江村一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【 歳 入 】 消費税引上げに伴う地方消費税交付金の増収分（社会保障財源化分） 50,333千円

【 歳 出 】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費 205,189千円

※社会保障財源化分の地方消費税交付金には、事務費及び人件費は含まない。

（単位：千円）

区分		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち社会保障財源化分の地方消費税交付金
			国庫支出金	県支出金	その他		
民生費	社会福祉費 国民健康保険会計繰出金	112,229	7,682	23,340	0	81,207	10,000
民生費	社会福祉費 後期高齢者医療費	92,960	0	12,755	0	80,205	40,333
合計		205,189	7,682	36,095	0	161,412	50,333